



旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
町道本村1号線の通行規制	建設課	1
J R肥薩線（吉松駅～隼人駅間）の運休に伴うJ R代替バスのダイヤ改正	企画財政課	2
タクシー利用券による助成制度	企画財政課	3
無料法律相談の開催	総務課	3
町道山下支線の通行規制	水道課	3
水道料金（基本料金）の免除期間の終了	水道課	4
マイナンバーカード申請等の『休日窓口開設』	住民税務課	4
特設人権相談所の開設	住民税務課	4
赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金運動の実施	長寿福祉課	5
令和7年台風第12号災害義援金	長寿福祉課	5
戦没者等のご遺族の皆様へ（未申請の方） 第十二回特別弔慰金の支給	長寿福祉課	6
高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の実施	健康増進課	6
令和7年度こころもからだも一生元気ポイントアップ事業申込期限延長	健康増進課	7
湧水町危険空家解体撤去工事補助金	商工観光PR課	7
令和7年鹿児島県最低賃金の改定	商工観光PR課	8
秋まつり文化祭における展示作品の募集	生涯学習課	8
創作教室「アートと本」の開催	生涯学習課	8

町道本村1号線の通行規制

（建設課）

町道維持補修工事に伴い、次のとおり通行規制を行います。期間中は、全面通行止めとなりますので、迂回路看板等に従い通行してください。大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 【路線名】 町道本村1号線
 【規制区間】 本村生活改善センターの裏側約100mの区間
 【規制内容】 全面通行止め（終日）
 【規制期間】 10月6日（月）～令和8年2月25日（水）のうち一定期間
 【問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線3103）
 施工業者（有）藤井建設 ☎74-2527

JR肥薩線(吉松駅～隼人駅間)の運休に伴うJR代替バスのダイヤ改正

(企画財政課)

現在、肥薩線運休に伴うJR代替バスが運行されていますが、10月1日から次のとおり時刻表が改正されましたので、JR九州のホームページ等をご確認のうえ、ご利用ください。

【実施期間】 10月1日から当面の間(平日のみ)

【バス輸送区間】 ・区 間：吉松駅～隼人駅 間
・停車する駅：吉松駅，栗野駅，大隅横川駅，植村駅，霧島温泉駅，
嘉例川駅，日当山駅，隼人駅

【バス時刻表】 朝夕の通勤通学時間帯のみバス輸送
(平日のみ運転 ※土・日・祝日は運転しませんのでご注意ください。)

■(下り)吉松 ⇒ 隼人

バス番号	1号	3号	5号	7号	9号
吉松 発	5:05	5:50	6:40	15:35	18:20
栗野 発	5:22	6:07	6:57	15:52	18:37
隼人 着	6:49	7:34	8:31	17:26	20:04

■(上り)隼人 ⇒ 吉松

バス番号	2号	4号	6号	8号	10号	12号
隼人 発	6:40	7:30	16:20	17:50	18:30	19:50
栗野 発	8:05	9:02	17:45	19:22	20:02	21:15
吉松 着	8:18	9:15	17:58	19:35	20:15	21:28

【その他】

- ・バスは定員制のため、ご乗車いただけない場合があります。
- ・道路状況等によりバスが遅れる場合があります、列車への接続が行えない場合があります。
- ・バスにご乗車の際は乗車券もしくは定期券等が必要です。
- ・きっぷをお持ちでない場合は、駅係員にお支払いいただくか駅設置の運賃箱に入れてください。
- ・荒天により予告なく運行を見合わせる場合があります。



5年に一度、全員参加の統計調査
国勢調査2025

調査期日 **10.1水**

▲ 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

ネット回答，
調査票回答の期限は，
10月8日(水)
までです。
皆様のご協力を
お願いいたします。

タクシー利用券による助成制度

（企画財政課）

高齢者等で交通手段に不便を感じている方への移動支援として、タクシー利用券による助成制度を実施しています。希望される方は、お申し込みください。

※令和6年度より事前予約は不要となりました。（当日の電話でも利用できます。）

- 【助成対象者】 湧水町在住で、住民登録があり町税等の滞納のない人で次のいずれかに該当する方
- ① 65歳以上の方
 - ② 上記以外の運転免許証返納者や病気等の理由で町長が特に認める方
- 【助 成 額】 タクシー利用料金の約7割
※ただし、助成額の上限は1回の乗車につき2,000円
- 【交付限度枚数】 ・タクシー利用券は、年度間72枚を限度に申請月に応じて交付
・令和5年4月からの運転免許証返納者へは、年度間24枚を限度に申請月に応じて追加して交付（優遇期間2年度）
- 【利用可能区間】 湧水町内（町外からの移動や町外への移動には利用できません。）
- 【申 込 先】 栗野庁舎 企画財政課 または 吉松庁舎 地域総務課
- 【問 合 せ 先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2262）

無料法律相談の開催

（総務課）

社会福祉協議会では、次のとおり県弁護士会の弁護士による無料法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

- 【日 時】 10月21日（火） 13:30～16:30
- 【場 所】 いきいきセンターくりの郷
- 【相談申込】 ① 混雑をさけるため、事前予約制とします。希望される方は、10月16日（木）の15:00までに社会福祉協議会へご連絡ください。予約が多い場合は相談をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。
- ② 相談が30分を経過した場合は、終了となります。
- 【相 談 料】 無料
- 【相 談 員】 県弁護士会所属弁護士
- 【申込・問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

町道山下支線の通行規制

（水道課）

水道管の布設替え工事に伴い、次のとおり通行規制を行います。期間中は、全面通行止めとなりますので、誘導員及び迂回路看板等に従い通行してください。大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 【路 線 名】 町道山下支線
- 【規制区間】 山下地区集会所から農道上川西線までの道路約430m
- 【規制内容】 全面通行止め（8:00～17:00）
- 【規制期間】 10月6日（月）～10月31日（金）
- 【問合せ先】 栗野庁舎 水道課 ☎74-3111（内線2172）
施工業者 1工区 (有)リュウセイ設備 ☎74-4323
2工区 協和水道設備 ☎090-1979-5182

水道料金(基本料金)の免除期間の終了

(水道課)

令和7年4月請求分（3月使用分）から9月請求分（8月使用分）の6ヶ月間、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に伴う住民の生活支援の一環として、水道料金（基本料金）の免除を実施していましたが、9月請求分（8月使用分）をもって免除期間を終了いたしました。10月請求分（9月使用分）以降の水道料金につきましては、通常どおりの請求となります。

今後とも湧水町水道事業にご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】 栗野庁舎 水道課 ☎74-3111（内線 2171）

マイナンバーカード申請等の『休日窓口開設』(住民税務課)

平日の開庁時間内に来庁が困難な方を対象とした、マイナンバーカードに関する窓口を次のとおり開設します。混雑を避けるため、事前予約制により対応します。

※予約が1件もない場合は、開設は行いません。必ず10月10日（金）の15:00までに予約をお願いします。

【開設日時・場所】 10月12日（日） 8:30～12:00

○栗野庁舎 住民税務課、○吉松庁舎 地域総務課

【対象となる手続き】

＊マイナンバーカードの申請・交付

＊マイナンバーカードの電子証明書の更新・再発行

＊マイナンバーカードの暗証番号の再設定

※その他の手続きに関しましては、お問い合わせください

【持参するもの】

●マイナンバーカードの申請・交付の方

① 申請・交付の方

・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等官公署発行の顔写真付きのもの1点、または資格確認書、子ども医療受給者証等顔写真のないもの2点）

② 交付の方 ○マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（はがき）

○マイナンバーカード・通知カード、個人番号通知書（お持ちの方）

※紛失されている場合は、お申し出ください。

●マイナンバーカードの電子証明書の更新・再発行、暗証番号の再設定の方

・マイナンバーカード

・暗証番号の控え（電子証明書の更新・発行の方）

※暗証番号が分からない場合は、再設定から行います。

【予約・問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線 2153）

特設人権相談所の開設

(住民税務課)

特設人権相談所が次のとおり開設されます。相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

【日時】 10月9日（木） 10:00～15:00

【場所】 湧水町郷土資料館 本館

【相談員】 湧水町人権擁護委員

【内容】 家庭内のもめごと、隣近所とのトラブル、いじめや差別など

【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線 2152）

赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金運動の実施（長寿福祉課）

赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金運動が10月1日～12月31日まで、全国一斉に展開されます。皆様から頂いた赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金は、地域福祉活動に使われます。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本年度の目標額は次のとおりです。

- 【募金目標額】 赤い羽根共同募金 2,245,000円
 歳末助け合い募金 800,000円
 【問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

令和7年台風第12号災害義援金（長寿福祉課）

社会福祉協議会では、「令和7年台風第12号災害義援金」の受付開始をいたしますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- 【受付期間】 10月1日（水）～12月26日（金）
 【受付窓口】 社会福祉協議会（シルバーケアセンター）
 よしまつふれあいの家（吉松小学校正門横）

【義援金受付口座】

日本赤十字社鹿児島県支部の開設口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	鴨池支店	普通 3545630	日本赤十字社鹿児島県支部 支部長 塩田 康一
ゆうちょ銀行		00190-7-515868	日赤 R7 台風第12号災害義援金

※振込手数料：免除（鹿児島銀行・ゆうちょ銀行・郵便窓口での取り扱いに限る。）

※緑色の振込用紙ではなく、銀行に備え付けの一般の振込用紙をご使用ください。

※口座番号のお間違えがないよう、ご注意ください。

【受領証について】

- ・郵便局にて受領証を希望される方は併せて「受領証・要」と明記のこと。
- ・鹿児島銀行にて受領証を希望される方は日本赤十字社鹿児島県支部へ次の内容を連絡すること。

→振込口座、振込日、寄付額、振込者名（受領証の宛名）、郵便番号、住所、電話番号
 日本赤十字社鹿児島県支部 ☎099-252-0600 FAX：099-258-7037

Mail：soshiki-rc@kagosima.jrc.or.jp

※聞き間違い等を防ぐため、可能な限りメール又はFAXでご連絡願います。

- 【問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

次回 旬報発行日 **10月15日（水）**

戦没者等のご遺族の皆様へ（未申請の方） 第十二回特別弔慰金の支給

（長寿福祉課）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により、令和7年4月から第十二回特別弔慰金の請求を受け付けております。

- 【支給対象者】 令和7年4月1日において、戦没者等に係る公務扶助料、遺族年金等の年金給付を受ける権利者のいない遺族のうち、代表者お一人。
※「遺族」とは、戦没者等の死亡当時に既に生まれていた遺族（子は戦没者等の死亡当時の胎児を含む。）のことで、三親等内親族に限られ、法律により支給順位や要件が定められています。
※令和7年4月以降に申請された方については再申請等の必要はありません。
- 【支給内容】 額面27.5万円（1年に5.5万円×5年）の記名国債
- 【必要書類】
・請求書（窓口でお渡しします）
・現況申立書（窓口でお渡しします）
・請求者の戸籍抄本
・その他、請求される方により必要書類等が発生する可能性があります。
- 【請求期間】 令和10年3月31日まで
（請求期間を過ぎると、第十二回特別弔慰金の請求が出来なくなります。）
- 【請求・問合せ先】 長寿福祉課 栗野庁舎 ☎74-3111（内線2115）
吉松庁舎 ☎75-2111（内線3126）

高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施

（健康増進課）

令和7年度高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種を次のとおり実施します。対象者の方へは、9月下旬に予診票等を送付してありますので、接種を希望される方は期間内に接種してください。

- 【接種対象者】 ① 町内に住所を有する方で、65歳以上の方
② 町内に住所を有する方で、60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある方
- 【接種期間】 10月1日（水）～令和8年1月31日（土）
- 【自己負担金】 インフルエンザ：接種料金から町助成分2,080円を差し引いた差額
新型コロナウイルス：接種料金から町助成分8,500円を差し引いた差額が自己負担分となりますので、医療機関の窓口でお支払いください。
- 【留意事項】 県外で接種をご希望の方は、事前に健康増進課までご連絡ください。
- 【問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2103）

令和7年度ころもからだも一生元気ポイントアップ 事業申込期限延長

（健康増進課）

令和7年度ころもからだも一生元気ポイントアップ事業を実施しています。ポイントを貯めて申し込むと、抽選で商品券が当たりますので、ご自身の健康づくりのために、ぜひご参加ください。

- 【内 容】 定期的に運動をしたり、健診（検診）を受診してポイントを取得し、ポイント数に応じて抽選で湧水町商工会の商品券をプレゼントします。
- 20,000円・・・1本（ポイント数18点以上）
10,000円・・・2本（ポイント数15点以上）
5,000円・・・3本（ポイント数10点以上）
2,000円・・・5本（ポイント数5点以上）
- 【対 象 者】 町内に住所を有する18歳以上（学生を除く）の方
- 【申込期限】 10月31日（金）まで延長
- 【申 込 先】 栗野庁舎 健康増進課・吉松庁舎 地域総務課
- 【問合せ先】 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2104）

湧水町危険空家解体撤去工事補助金

（商工観光 PR 課）

町内の景観及び住環境の向上並びに空家・空地の有効活用を図るため、危険空家（特定空家）の解体及び撤去に係る経費の一部を対象に、湧水町危険空家解体撤去工事補助金を交付します。

- 【対 象 空 家】 ※次の全ての条件に該当するものとします。
- ① 住宅の不良度に係る評点数が町の基準値を超えていること。
 - ② 湧水町空家対策協議会で危険空家（特定空家）に認定されていること。
 - ③ 町内に存在すること。
 - ④ 公共事業の補償となっていないこと。
 - ⑤ 登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - ⑥ 火災及びその他災害を原因として危険空家となっていないこと。
 - ⑦ 補助金の交付決定時点において、補助対象建築物の解体撤去工事に着手していないこと。
- 【対象工事及び対象経費】
- ① 町内の解体撤去業者に依頼する工事であって、補助対象工事に要する経費が30万円以上であるものとする。
 - ② 解体撤去工事に要する費用は、総工事費から建物の解体撤去に要しない費用（家財道具、機械、電化製品、車両等の移転又は処分費等）を除いた額

【補 助 金 の 額】 補助対象工事に要する経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする

【申 込 期 限】 10月31日（金）まで

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光 PR 課 ☎74-3111（内線2285・2286）

令和7年鹿児島県最低賃金の改定（商工観光PR課）

鹿児島県の最低賃金が、令和7年11月1日から時間額「1,026円」に改定されます。

この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【問合せ先】 鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278
加治木労働基準監督署 ☎0995-63-2035

秋まつり文化祭における展示作品の募集（生涯学習課）

11月に開催を予定している「湧水町秋まつり文化祭」では、個性あふれる子ども達の作品や、完成度の高い文化団体等の作品などを展示します。つきましては、一般の方の展示作品を募集しますので、出展を希望される方は、お申し込みください。

【展示期間】 11月15日（土）・16日（日）

【展示場所】 吉松体育館

【申込締切】 10月15日（水）まで

【申込・問合せ先】 吉松庁舎 生涯学習課 ☎75-2142

※出展パネルの枚数については、事務局で調整させていただく場合があります。

創作教室「アートと本」の開催（生涯学習課）

くりの図書館では、芸術の秋を身近に感じることができる創作教室「アートと本」を開催します。事前の申し込みが必要となりますので、くりの図書館カウンターまたは、お電話にてご予約ください。

「カラフルな傘で出かけよう！」
講師：霧島アートの森学芸員 田中 信幸氏

【日時】 10月19日（日） 13:30～ ※1時間半程度

【場所】 いきいきセンターくりの郷 研修室1・2

【対象】 未就学児から一般の方まで ※先着順20名

【内容】 色とりどりのカッティングシートを自由な形に切り抜いてビニール傘に貼る、雨の日のお出かけが楽しくなるカラフルな傘に仕上げます。

【参加費】 無料

【申込・問合せ先】 くりの図書館 ☎74-1821